

# 看護管理者の能力向上支援事業

## 公募要領

令和8年2月

厚生労働省

# 看護管理者の能力向上支援事業 公募要領

## 1 総則

2040年に高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口はさらに減少していき、医療従事者の確保はますます困難となっていく中で、必要な医療提供体制を整備していくことが求められる。また、2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴う医師から看護師へのタスク・シフト/シェアの一層の推進や働き方改革が進められ、これまで以上に看護職員が働き続けることができる職場環境の整備が必要となっている。

そのため、看護現場において、業務を効果的・効率化に実施する看護管理者の能力向上支援事業について、本要領により、事業実施者の公募を行う。

## 2 事業の目的

本事業では、看護現場において、業務を効果的・効率化に実施するためのデジタルトランスフォーメーションの推進や、子育て等による時短勤務や夜勤免除を担保しつつも夜勤を担える看護職員を確保できるよう、多様な勤務形態や職場環境の在り方等の看護管理者が抱える課題等に対応するため、ポータルサイトの開設・管理・運営の実施や医療機関が多様な働き方を導入するための支援等を実施することにより、看護管理者が看護職員の職場環境を整備していくための能力向上の支援をすることを目的とする。

## 3 実施主体

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が認める者とする。

ただし、「5 留意事項 (1) 応募者に関する諸条件」を満たすこと。

## 4 事業内容

### (1) 看護管理者等支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の開設・管理・運営

看護管理者等に向けて、次の①～③のとおりコンテンツを揃えたポータルサイトの開設・管理・運営を行う。

#### ① 研修コンテンツの配信

ア 令和元年度～令和5年度「看護業務効率化先進事例収集・周知事業」の先進事例、令和5年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」及び令和6年度補正予算「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」の事例集、令和4・5年度「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業」で作成したガイドライン、

令和6年度看護職員確保対策特別事業「看護職員の夜勤・交代制勤務に関する調査事業」で作成した医療機関の事例・動画等の支援ツール及び令和7年度看護職員確保対策特別事業「看護職員の多様な働き方周知事業」の動画等の成果物等を掲載し、看護管理者等が習得できる研修コンテンツを提供する。

イ 4(2)の取組の実施を踏まえつつ、多様な勤務形態の普及や勤務表作成の方法等を作成した研修動画を作成し配信するとともに、多様な働き方を導入した医療機関の事例集を掲載し周知する。

## ② 思いを共有し合える場の提供

ア 看護管理者が普段悩んでいることや困りごと等について、コミュニケーションをとりながら、オンライン上で思いを共有できる場を提供する。例えば、ICT導入や多様な働き方の導入、看護職員の育成等について同じ悩みを持つ看護管理者同士が集うイベントを開催し、日常の他愛ない会話（悩みの共有や意見交換等）をすることにより、課題解決のヒントを得る場等が考えられる。

## ③ 相談支援

ア 日々の病棟を管理する立場の看護管理者や病院全体の看護部門を統括する看護管理者が、WEB・メール・電話等で相談ができ、相談内容に応じた助言を受けられる体制を構築する。

イ キャリア形成等に詳しい者等に、WEB・メール・電話等で相談ができ、相談内容に応じた助言を受けられる体制を構築する。

ウ メンタルヘルスに関する専門家（精神看護専門看護師等）に、WEB・メール・電話等で相談ができ、相談内容に応じた支援を受けられる体制を構築する。

エ 看護現場へのICT機器導入に関する相談に対応するため、例えば、相談窓口を設置し、看護現場へのICT機器導入に関する有識者へ相談ができる仕組みを構築するなど、看護管理者等を支援する仕組みを整備する。

## (2) 医療機関における多様な働き方の導入支援

夜勤を担える看護職員の確保に苦慮する医療機関において、多様な働き方を導入するための支援を行い、その支援結果を事例集・動画にまとめ、4(1)のポータルサイトで周知する。導入支援については、次の①～⑦のとおり、実施することとする。

① 夜勤を担える看護職員の確保に苦慮する医療機関を6箇所程度、選定する。選定に当たっては、地域特性や病床規模等のバランスも考慮すること。

② 医療機関を支援するための看護管理の専門家(※)の候補を挙げ、厚生労働省医政局看護課と協議を行ったうえで、2～3名程度の看護管理の専門家(※)を選出する。

※看護管理の専門家：看護管理学、就業支援の専門家等とする。

なお、看護管理の専門家が医療機関に対してヒアリングや支援を実施する場合は、支援継続の観点から当該医療機関が所在する都道府県ナースセンター等の職員を同行させることができるものとする。

③ 看護管理の専門家は選定された医療機関に対してヒアリングを行い、当該医療

機関の現状を把握し、夜勤を担える看護職員の確保に関する課題を整理する。

- ④ 当該医療機関の課題に対応するため、看護管理の専門家は、多様な働き方の導入のための方策を当該医療機関に提案し、実現可能な解決策を検討する。その際に、令和6年度看護職員確保対策特別事業「看護職員の夜勤・交代制勤務に関する調査事業」及び令和7年度看護職員確保対策特別事業「看護職員の多様な働き方周知事業」の成果物を活用し、方策を検討すること。
- ⑤ 4（2）④で検討された多様な働き方の導入のための方策を当該医療機関が実施し、看護管理の専門家が定期的にその状況を把握するとともに適切な助言を行う。また、定期的な把握以外でも、看護管理の専門家は、当該医療機関からの求めに応じ、必要な支援を行うこと。
- ⑥ 実施者は4（2）③～⑤までの取組支援の結果をまとめた事例集・動画を作成する。
- ⑦ 作成した事例集・動画を4（1）①のポータルサイトで周知する。

### （3）ポータルサイトの広報

看護管理者等に、ポータルサイトを広く知ってもらい活用を促進するための広報を行う。

### （4）報告書の作成

実施者は本事業全体の報告書を作成の上、令和9年3月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

## 5 留意事項

### （1）応募者に関する諸条件

本事業の応募者は、次の①～⑧の条件を全て満たす必要がある。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護管理者の能力向上支援について、十分な知見を有し、厚生労働省医政局看護課と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当す

る制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

## （2）業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の①～⑥の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

## （3）個人情報等

本事業の実施上取得した個人情報等については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次のア～キに掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
  - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定
  - イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
  - ウ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
  - エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
  - オ 個人情報の取扱いに関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
  - カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
  - キ 委託先の監督

## 6 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日又は実施者として選定された日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までとする。

## 7 実施者の選定について

### （1）評価の方法

実施者の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条

件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護管理者の能力向上支援事業に係る事業実施者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募者を実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しないものとする。

## （２）評価の手順

評価は、次の①～④の手順により実施する。

### ① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

### ② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

### ③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

### ④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施者を選定する。

## （３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおり。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

## （４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知する予定である。

## 8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付する。

本事業に係る補助金の交付については41,048千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、「4 事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費に限る。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者の負担となる。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

## 9 応募方法等

### （1）企画書の作成及び提出

「看護管理者の能力向上支援事業企画書」を作成し、9（2）①で示す提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

### （2）応募方法

#### ① 提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月26日（木）（必着）

#### ② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

メールの件名は必ず「【提出】看護管理者の能力向上支援事業企画書(団体名)」とすること。

提出先：[kango-jigyo@mhlw.go.jp](mailto:kango-jigyo@mhlw.go.jp)

#### ③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】看護管理者の能力向上支援事業企画書（団体名）」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）

く。)の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係  
03-5253-1111 (4195)

④ 提出書類

不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。

ア 「看護管理者の能力向上支援事業企画書」

次の(ア)、(イ)をそれぞれ提出すること。

(ア) 正本

黒塗りしていないもの (Word・Excel 形式及び PDF 形式)

(イ) 副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの (PDF 形式)

イ 応募者の概要が分かる資料

(ア) パンフレット等

(イ) 定款又は寄附行為

(ウ) 直近より過去3年分の財務諸表 (写)

ウ 応募者がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の(ア)～(ウ)の認定を受けている場合には、その通知書 (写)

(ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 (えるぼし認定企業)

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

(ウ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業)

エ その他必要な資料